

愛媛県善意の住宅紹介要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県（以下「県」という。）が、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和6年能登半島地震及び令和8年熊本地震の被災者の一時避難場所を確保するために、県民や企業等の善意により無償で貸与される住宅を登録し、被災者に紹介することに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和6年能登半島地震及び令和8年熊本地震の被災者で市町村が発行する罹災証明書を有する者とする。
- (2) 善意の住宅 個人又は法人が所有する居住を目的として建築された県内に所在する建物又は建物の一部であって、現に居住しておらず（近く居住しなくなる予定のものを含む。）、被災者に無償で1か月以上の間貸与することができる住宅をいう。
- (3) 所有者等 貸与する住宅に係る所有権その他の権利により当該住宅を無償貸与することができる権限を有する個人又は法人をいう。
- (4) 利用希望者 善意の住宅の利用を希望する被災者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要領は、善意の住宅紹介制度以外による住宅の取引を規制するものではない。

(善意の住宅登録)

第4条 善意の住宅を貸与しようとする所有者等は、善意の住宅登録申込書（様式第1号）に善意の住宅登録カード（様式第2号）を添付して、県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、善意の住宅台帳（以下「台帳」という。）に登録するとともに、登録したことを所有者等に通知することとする。
- 3 所有者等は、前項の登録が完了した後に、当該登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく善意の住宅登録変更届出書（様式第3号）により、県に提出しなければならない。

(善意の住宅登録の削除)

第5条 所有者等は、被災者の入居が決定した場合や物件の所有権が移転した等により、台帳の登録を削除する必要があるときは、善意の住宅登録削除届出書（様式第4号）を県に提出しなければならない。

- 2 県は、前項の届出書が提出された場合は、速やかに台帳から削除するものとする。

(善意の住宅の情報公開)

第6条 県は、台帳の登録内容に関して、必要な事項を県ホームページ上に公開することにより、被災者に対して善意の住宅の情報を提供することとする。

2 県は、ホームページを閲覧できない被災者から台帳の登録内容について問い合わせがあった場合は、公開している情報を他の媒体により提供するものとする。

(利用希望申出)

第7条 利用希望者は、善意の住宅利用申込書（様式第5号）に必要な事項を記入し、県に提出するものとする。

(利用希望者と所有者等の連絡調整)

第8条 県は、前条の申込があったときは、その内容を確認するとともに、必要な場合は善意の住宅の現地確認を行い、適当と認めたときは、利用希望者と所有者等が直接交渉を行うことができるよう、双方に必要な連絡調整を行うこととする。

2 県は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、所有者等への連絡調整を行わない。

(1) 善意の住宅利用申込書の内容に虚偽があったとき。

(2) 当該被災者が善意の住宅を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他善意の住宅を紹介することが適当でないと認められるとき。

(利用希望者と所有者等の交渉等)

第9条 利用希望者と所有者等は、住宅の使用貸借に関する交渉及び契約を直接行うものとする。

2 県は、利用希望者と所有者等との住宅の使用貸借に関する交渉及び契約並びに入居後のトラブルについて、一切関与しないものとする。

(秘密保持義務)

第10条 利用希望者及び所有者等は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び愛媛県個人情報保護条例（平成13年条例第41号）（以下「法令」という。）の趣旨に則り、善意の住宅紹介制度により知り得た秘密を漏らし、又は本制度の趣旨以外の目的に使用してはならない。ただし、当事者の了解を得た場合はこの限りでない。

2 県は、法令に定めるところにより、この制度により知り得た個人情報について厳重に管理するとともに、適切に取り扱うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 16 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所

氏 名

㊞

善意の住宅登録申込書

「愛媛県善意の住宅紹介要領」の趣旨等を理解し、同要領第 4 条第 1 項の規定により「善意の住宅台帳」への登録を申し込みます。登録内容は、別紙「善意の住宅登録カード」（様式第 2 号）に記載のとおりです。

注 1 愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 41 号）の規定に基づき申し込まれた個人情報、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

注 2 善意の住宅紹介制度以外の手段による当該物件の取引を妨げるものではありません。

注 3 「所有者等」と「利用希望者」は、住宅の使用貸借に関する交渉及び契約を直接行うことになります。トラブル等が発生した場合は、誠意をもって当事者間で解決するようお願いします。

様式第2号（第4条関係） 善意の住宅登録カード

No.	※	登録日・変更日	※	年	月	日	
物件概要	所在地	愛媛県					
	(公開時表示)	愛媛県					
	提供種別	☐ 一戸建て ・ ☐ アパート類 ・ ☐ 一部間借り					
	築年数	約	年	広さ	約	m ²	
	構造	木造・軽量鉄骨・鉄筋コンクリート 階建て					
	間取り						
	設備状況	台 所	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		台 所 用 品	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		ガスレンジ	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		風 呂	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		ト イ レ	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		電 話 線	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		冷暖房設備	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		照 明 器 具	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		寝 具	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		駐 車 場	☐ 有 ・ ☐ 無 ・ ☐ 共用				
		そ の 他	()				
	部 屋 数	計	部屋	左のうち使用可能部屋数	部屋		
	主要施設等への距離	☐ 駅	約	km	☐ バス停	約	km
		☐ 病 院	約	km	☐ スーパー等	約	km
		☐ 保育園	約	km	☐ 幼稚園	約	km
		☐ 小学校	約	km	☐ 中学校	約	km
	光 熱 水 費	電気	☐ 個別・ ☐ 共用・ ☐ なし (実費・不要・要応談)				
		水道	☐ 個別・ ☐ 共用・ ☐ なし (実費・不要・要応談)				
		ガス	☐ 個別・ ☐ 共用・ ☐ なし (実費・不要・要応談)				
	共 益 費	☐ 有 ・ ☐ 無					
	受け入れ条件	男 性	☐ 可・ ☐ 不可		小学生以上	☐ 可・ ☐ 不可	
		女 性	☐ 可・ ☐ 不可		ペ ッ ト	☐ 可・ ☐ 不可	
高 齢 者		☐ 可・ ☐ 不可		喫 煙	☐ 可・ ☐ 不可		
未就学児		☐ 可・ ☐ 不可		そ の 他	()		
入 居 可 能 日	☐ 即日 ・ ☐ 年 月 日						
退 去 希 望 日	☐ 無 ・ ☐ 有 年 月 日						
その他支援の可否	その他支援いただける内容があればご記入ください。 (例：「家具・寝具の無償貸与」「食事等の1か月間の提供」等)						
特 記 事 項	その他お知らせした方がよいと思われる内容があればご記入ください。						
登録の削除※		削 除 日		年	月	日	
				削除事由 ※ ☐ 借用成立・ ☐ その他			
以下の欄は、連絡調整に使用するための情報であり、ご本人の承諾なく、公開・通知はいたしません。							
所有者等	フリガナ						
	氏 名						
	住 所						
	電 話						
	(携帯電話)						
	F A X						
	メ ー ル						

□は、該当するところに「レ」の印をつけてください。

※の欄は、記載する必要はありません。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所

氏 名

印

善意の住宅登録変更届出書

「善意の住宅登録カード」に記載されている事項に変更が生じたので、愛媛県善意の住宅紹介要領第4条第3項の規定により届け出ます。

登録番号：第

号

変更内容：別添様式2号に記載のとおり

※様式第2号に登録番号及び変更箇所を記載し、添付してください。

軽微な変更については、電話連絡でかまいません。

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
氏 名 ⑩

善意の住宅登録削除届出書

「善意の住宅台帳」の登録を削除したいので、愛媛県善意の住宅紹介要領第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

登録番号：第 号

削除事由

☐被災者との使用貸借の成立

成立日 _____

借用者名（代表） _____

入居予定日 _____

☐その他

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住民登録地
氏 名 ⑩

善意の住宅利用申込書

「善意の住宅台帳」に登録されている物件を利用したいので、愛媛県善意の住宅紹介要領第 7 条の規定により次のとおり申し込みます。

希望物件番号		番			
住 所 ※被災時の居住地を 記入してください。					
氏 名					
年 齢					
連 絡 先		(第 1 連絡先)			
		(第 2 連絡先)			
家族 構成	氏 名	続 柄	性 別	年 齢	
特 記 事 項					

【添付書類】

市町村が発行する罹災証明書。

※愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 41 号）に基づき、提供のあった個人情報は、本制度の目的以外に利用いたしません。